

令和3・4年度競争入札参加資格審査「地域貢献活動等」事例参考資料

1 基本事項

新ひだか町内において、審査基準日の直前2年間に、事業者が組織的かつ自主的・自発的に、非営利で行う社会性・公共性を有する活動を対象とする。

2 活動定義

奉仕活動 : 新ひだか町が管理する公共施設において行うボランティア活動

地域貢献活動 : 奉仕活動のほか、新ひだか町内において地域に貢献した活動

(新ひだか町が管理する公共施設以外において行うボランティア活動は地域貢献活動に分類。)

3 分類

番号	大分類	中分類	活動内容
I	奉仕活動	奉仕活動	公共施設等の清掃、美化、補修など
II-1	地域貢献活動	イベント参加等	お祭・フェスティバル・イベント等への参加や労資機材の提供など
II-2		文化活動支援	文化活動への参加や労資機材の提供など
II-3		スポーツ活動支援	スポーツ活動への参加や労資機材の提供など
II-4		環境美化・整備	環境美化活動等への参加や労資機材の提供など
II-5		除雪	除雪ボランティア活動など
II-6		パトロール	公共施設等の巡視など
II-7		交通安全	交通安全啓蒙活動への参加や労資機材の提供など
II-8		植樹活動	植樹活動への参加や労資機材の提供など
II-9		福祉事業	福祉活動への参加や労資機材の提供など
II-10		教育支援	学校施設等の清掃、美化、補修など
II-11		その他奉仕活動等	消防団協力事業所の認定、協力雇用主の登録、カーボン・オフセット活動、日本赤十字社や市町村などへの金品の寄付、寄贈など

4 留意点等

地域貢献活動等の項目の評価を受けようとする場合は、新ひだか町個別様式3「地域貢献活動等確認申告書」とともに、実施時期、場所、活動内容が客観的に確認できる資料（感謝状、お礼状、新聞記事、広報誌、登録証、認証書、領収書、関係者の証明（原本）、写真等）の写しを提出すること。

なお、客観的に確認できる資料のうち、関係者の証明書とする場合は、新ひだか町個別様式3-1「地域貢献活動等（関係者の証明）」を使用し、原本を提出すること。

要件に該当する活動が複数ある場合であっても、審査・加対象となる活動実績は1件のみとなるので、あらかじめ提出する地域貢献活動等の実績を1件用意すること。

○ 留意点

以下のことに留意のこと。（手引き参照）

- (1) 冠婚葬祭、祭祀等への祝儀、供物等は対象としない。
- (2) 政治団体、宗教団体への寄付、寄進等は対象としない。
- (3) 金品の寄付、提供又はカーボン・オフセットのクレジットを購入して無効化口座へ移転のみで申告を行うときは、2カ年でその合計額が20万円（相当額）以上を対象とする。
- (4) 事業者が組織的に行った活動を対象とするため、社員が個人的に行った活動は対象としない（個人名での義援金寄付、休暇を利用してのボランティア活動など）。
- (5) 請負工事業者が工事中のイメージアップ経費を用いた活動は含まない。

5 具体的活動事例

I 奉仕活動

- ・ 町管理河川の河川清掃、草刈りを無償で実施した。
- ・ 町管理公園の遊具の点検や破損箇所の補修をボランティアで行った。
- ・ 町道のゴミ拾いを地元町内会と協力して行った。
- ・ 町管理駐車場の駐車枠線、停止線等を無償で整備した。
- ・ 環境サポーター美化ネット推進事業などに登録し、町道の清掃を30回実施した。
- ・ ○○協会で実施した○○海岸清掃ボランティアに参加して、約500mの区間の清掃を行った。
- ・ 町と相談して、○○川の魚道内に堆積した土砂除去をボランティアで実施した。
- ・ 当社の高所作業車を利用して、街路灯の清掃を無償で実施した。
- ・ 町と相談して、○○地区の融雪後の舗装補修をボランティアで行った。
- ・ 工事箇所付近の岸壁付近の水深が浅くなっていることから、町と相談し浚渫を無償で行った。
- ・ 町道に設置した転倒防止用砂を週2～3回点検補充するボランティア活動を実施している。
- ・ 老朽化が著しく整備不良となっている公園のトイレを、町と相談のうえ、無償で解体撤去した。
- ・ 地域住民、町と相談し、○○川の河道内の雑木の伐開を無償で行い、流水がスムーズに流れるようにした。
- ・ 町道の街路樹が繁茂し、視界不良な状況となっていることから、枝払いのボランティアを行った。

Ⅱ－１ イベント参加等（新ひだか町内で実施のもの）

- ・ 町主催の〇〇フェスティバルのイベントスタッフを派遣し、活動に参加した。
- ・ 町の〇〇祭りの会場づくりに事業者として参加し、会場設営に協力した。
- ・ 町の〇〇祭り〇〇踊りに、事業者のチームを作り踊り手として参加した。
- ・ 観光資源である〇〇花畑の草取りに職員をボランティアで参加させた。
- ・ 地域の盆踊り会場に資材を提供し、やぐらの組み立て解体を無償で行った。
- ・ 〇〇祭りのパレードの準備、人員派遣、後片付け、製作費提供などをボランティアで行った。
- ・ 〇〇港祭りのボートレースに使用する浮き栈橋の設置撤去をボランティアで行った。
- ・ NPOが主催するヤマメ放流の会場設営や運営スタッフの派遣を行った。
- ・ NPOが主催するイベント花まつりのため、植ええ、草刈り、刈取り、土おこし作業などに協力した。
- ・ NPO主催のカヌー等の川下りによる参加者交流を目的とするイベントの資材運搬等に協力した。
- ・ 町観光協会のイベント会場には給水設備がなく、当社が仮設給水設備や水の運搬をボランティアで行った。

Ⅱ－２ 文化活動支援

- ・ 〇〇児童センターの計画した野菜作り体験のため、重機を提供し菜園づくりに協力した。
- ・ 伝統芸能〇〇太鼓保存会に事業者として職員を参加させ、各種イベントで実演を行っている。
- ・ 毎年、町民が無料参加できる歌謡祭を主催し、バンド演奏者などを招いている。
- ・ 高校のペットボトルキャップ回収活動に協力し、社内に事務局を設け倉庫の提供や梱包発送などを行っている。

Ⅱ－３ スポーツ活動支援

- ・ 毎年、小学校の体育授業に使用するスケートリンクづくりに職員が参加し、機材等も提供している。
- ・ 当社杯ソフトボール大会を開催し、主管するスポーツ協会に協賛金を支援している。
- ・ 町及び近隣市町村の少年サッカーチームを招き、サッカー大会を開催している。
- ・ 地元少年野球チームに応援用横断幕や野球用品などを贈呈した。（20万円相当額以上）
- ・ 毎年町で開催される〇〇大会の大会運営に協力し、仮設施設の設置撤去などを無償で行っている。
- ・ 教育委員会と相談し、陸上競技場の走り幅跳び施設の砂が不足と聞き、砂の運搬、補充を無償で行った。
- ・ 当社では小学生を対象とした〇〇大会を開催し、コース整備、大会運営、賞品提供などを行った。

Ⅱ－４ 環境美化・整備

- ・ ○○町内会で実施している道路植樹帯を利用した花壇造成活動に、職員や作業車等を提供した。
- ・ 小学校の通学路の見通しをよくするため沿道の藪等の草刈りをボランティアで行い、安心できる環境作りを行った。
- ・ イベント会場として利用される○○広場の空き地に花を植え、広場の環境美化を行った。
- ・ ○○橋の高欄につり下げ式の鉢植えを飾り付け、水やり等の世話をし歩道の美化活動に努めた。
- ・ 当社の温室で栽培した花をプランターに移植し、町民会館前などに美化促進として配置した。
- ・ 道路管理者（町）と相談し、雑草の繁茂を防止するため、道路植樹帯にハーブマットの植栽を無償で行った。
- ・ 町○○地区の環境整備として、地元町内会と協力して、廃屋の撤去、処分を無償で行った。
- ・ 観光名所である○○岩のしめ縄飾りの準備、設置作業を、町内の有志と共にボランティアで行った。
- ・ 観光名所である○○木に至る登山道の補修・整備をボランティアで行った。

Ⅱ－５ 除雪

- ・ 社会福祉協議会と相談し、独居老人宅等の屋根の雪下ろしや窓等の除雪ボランティアを行った。
- ・ 福祉除雪の地元協力員として、除雪作業の困難な世帯の玄関前除雪、間口除雪ボランティアを実施した。
- ・ 高校のグラウンドの早期使用のため、毎年春先に学校と打合せ、雪割り作業等を無償で行っている。
- ・ 事業所所在地の公共施設の除雪を、降雪期を通して、ボランティアで実施した。
- ・ 町と相談の上、遠隔地のバス停及び周辺の除雪や、待合い所内の清掃を無償で行った。
- ・ ○○祭り開催実行委員会と相談し、冬期閉鎖される公園駐車場を冬祭り期間に利用できるよう除雪を無償で行った。
- ・ 豪雪により○○小学校の通学路の歩道が通行できなくなっていることから、ボランティアで除雪を行った。
- ・ 当社では地域住民への感謝として毎年12月末、○○通の除排雪を無償で行っている。
- ・ 地元町内会と相談して、公民館付近の除排雪をボランティアで実施した。
- ・ 河川遊歩道は冬期閉鎖されるが利用者が多いので、管理者（町）と相談し約100m区間の除雪を無償で実施した。

Ⅱ－６ パトロール

- ・ 町との協定に基づき、森林パトロールを実施している。

Ⅱ－７ 交通安全

- ・ 交通安全啓蒙活動、交通安全キャンペーン活動へ参加した。
- ・ 地元警察等と協力し街頭活動（新ひだか町内）を行い、安全運転や飲酒運転追放を呼びかけた。
- ・ 本社前で、交通安全旗による「旗波運動」を年３回実施し、シートベルト着用を呼びかけた。
- ・ 工事現場付近で発生した交通事故の際、被災者の救助、警察・消防への連絡、事故車の処理などを行った。

Ⅱ－８ 植樹

- ・ ○○地区の緑化活動にサクラを提供し、地区住民と一緒に運搬、植樹作業を実施した。
- ・ 町記念植樹会の実施の際、作業の手伝い等に職員や機材を提供した。
- ・ 町内会が植樹した並木の剪定作業に協力して、作業員や機材・作業車を提供した。
- ・ 町内の独居高齢者宅の草刈りをボランティアとして実施した。
- ・ 商工会の植栽事業に協力し、花植え作業、除草作業などのボランティア活動を実施した。
- ・ 行政と住民によるボランティアサポートプログラムとして実施する植樹活動に職員を参加させた。

Ⅱ－９ 福祉事業

- ・ 献血呼び掛けの街頭活動に毎月参加している。
- ・ 教育委員会等（新ひだか町）と相談し、「こども 110 番」のステッカーを車に張り、地域の安全確保を目指している。
- ・ 入院患者等の癒しとなるよう、毎冬、○○病院の庭木にイルミネーションを設置している。
- ・ 10 年前から、本社駐車場について、献血場所として提供し、献血事業に協力している。
- ・ ○○組合企業の理事長ほか従業員、家族など約 60 名で移動献血車での献血に協力した。
- ・ 福祉介護施設に映画の上映などを楽しんでいただくため、スクリーンセットを寄贈した。（20 万円相当額以上）
- ・ 社会福祉協議会に、寄付を行った。（20 万円以上）

Ⅱ－１０ 教育支援

- ・ 町立小学校のグラウンド整地をボランティアで行った。
- ・ 小学校の教室の引き戸調整、ドア戸車交換、建具調整などをボランティアで行った。
- ・ ○○建具協会の一員として、新ひだか町内の小中学校を訪問し、ドアや建具等補修ボランティアを行っている。
- ・ 町と相談し、町立保育園の高所清掃、窓ガラス清掃、照明器具清掃などを無償で行った。
- ・ 町と相談し、○○小学校校内の通路がぬかるんでいるとのことで、砂利敷きを無償で行った。
- ・ 小学校の運動会開催前に、除草やローラー転圧などのグラウンド整地を無償で実施した。
- ・ 小学校のグラウンドの一部の水はけが悪いことから、透水管の敷設など暗渠工事を無償で行った。
- ・ 毎年、冬期にも外で遊ぶ楽しさを知ってもらうため、小学校校庭に雪の滑り台を作成している。

- ・ 小学校の建設機械を題材とした写生会のため、当社機材センターでクレーン、ショベル等を用意した。
- ・ 小学校の記念事業のビオトープづくりに協力し、池の造成や樹木の移植などをボランティアで行った。
- ・ 町内の小学校に〇〇賞作家等の本を寄贈した。(20万円相当額以上)
- ・ 町内の小学校の花壇造成に協力し、園芸用土や花などを提供し、植栽を行った。
- ・ 小学校の体育用具物置の土台が腐食し危険な状況であったことから、ボランティアで補修を行った。

II-11 その他奉仕活動等

- ・ 保護観察所に協力雇用主として登録されている。
 - ※ 協力雇用主として登録されている場合は、登録先の保護観察所から証明書が発行されるので、その写しを添付すること。なお、証明申請については、登録先の保護観察所へ確認すること。
- ・ 消防団協力事業所表示制度の協力事業所として認定を受けている。
 - ※ 消防団協力事業所として認定された場合、申請先の市町村から表示証の交付がされ、公布日と有効期限の記載された「消防団協力事業所表示証交付書」が発行されるので、その写しを添付すること。
- ・ 当社敷地内の防火井戸を消防利水として公共用に無償貸与している。
- ・ 〇〇町内会と相談し、町内会の管理するゴミステーション 10カ所のペンキ塗り補修を無償で行った。
- ・ 海岸線道路のバス停で強風などにより地元住民が難儀しているため、町と相談しバス待合室を提供し設置した。
- ・ カーボン・オフセットへの活用を目的にクレジットの認証を受け、クレジットを発行した。(クレジット創出者)
- ・ カーボン・オフセットへの活用を目的にクレジットを購入し、無効化口座へ移転した。(クレジット購入者)(20万円以上)
 - ※ クレジットを購入しただけでは、対象とならないこと。
 - ※ 無効化とは、一度カーボン・オフセットに使われたクレジットが再び使用されないようにする手続きであり、具体的には「無効化 取消口座」にクレジットを移転することで行うこと。
- ・ 日本赤十字社に寄付を行った。(20万円以上)
- ・ 〇〇町フェス協賛金 15万円、町への車いす寄付(10万円相当額)(合計 20万円相当額以上)
- ・ 口蹄疫の拡大防止のため、町などに消石灰を寄贈した。(20万円以上)
- ・ その他の地域貢献活動(地域おこしのイベント参加、文化活動支援、スポーツ活動支援、環境美化、清掃環境教育、除雪への役務の提供、山火事予防に関する情報提供や緊急消火活動、森林内での違法伐採や不法投棄の監視パトロール、交通安全啓蒙活動、植樹活動、福祉事業、教育支援など)

令和3・4年度競争入札参加資格審査「安全・安心への貢献」事例参考資料

1 基本事項

新ひだか町内において、事業者が組織的に行う災害時等の対応で、以下の項目でその活動内容が対象とする。

(1) 防災協定の締結

審査基準日現在で、新ひだか町内にある国の機関、特殊法人又は地方公共団体との間の防災協定を締結している場合又は防災協定締結団体へ加入している場合に対象とする。

(2) 災害時の対応等

ア 災害時の対応

審査基準日の直前2年間に、新ひだか町内で発生した災害時において事業者が組織的かつ自主的・自発的に、非営利で行う社会性・公共性を有する活動を対象とする。

イ 事業継続力強化計画又は事業継続計画（BCP）

審査基準日（定期の審査申請時は申請日時点）現在で、経済産業省より事業継続力計画の認定を受けている事業者又は事業継続計画（BCP）を策定している事業者を対象とする。

(3) 地域社会の維持への貢献

ア 公共団体等との維持業務の契約

審査基準日の直前2年間に、新ひだか町内において、国、特殊法人又は地方公共団体等との間に公共施設の維持業務又は除排雪業務の契約実績を有する事業者を対象とする。

イ 自治会等との維持業務の契約

審査基準日の直前2年間に、新ひだか町内において、自治体、町内会又は社会福祉協議会との間に、維持業務又は除排雪業務の契約実績を有する事業者を対象とする。

2 活動定義

事業者が組織的に行う災害時等の対応で、以下の各項目に該当する活動をいう。

(1) 防災協定の締結

防災協定とは、災害時の建設業者の防災活動等について定めた建設業者と新ひだか町内にある（注1）国の機関、特殊法人（注2）又は地方公共団体との間の協定をいう。

注1 新ひだか町内にあるとは、国の機関等の出先機関が新ひだか町内に事務所等が所在する場合も含む。

注2 特殊法人とは、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（平成12年法律第127号）第2条第1項に規定する特殊法人等をいう（以下同じ）。

(2) 災害時の対応等

ア 災害時の対応

災害時の対応とは、新ひだか町内で発生した、暴風、洪水、高潮、地震、その他の異常な天然現象による災害時における被災者の救出、炊き出し、被災した住宅の応急修理等を自主的に無償で行うこと、若しくは、施設管理者の了解を得たうえで、公共施設の自主的な応急措置やパトロールによる管理者への通報により被害の拡大を防止する活動が無償で行うことをいう。

イ 事業継続力強化計画の認定事象者又は事業継続計画（BCP）の策定事業者

事業継続力強化計画の認定事業者とは、中小企業等経営強化法（平成11年法律第18号）第50条第1項の規定により、中小企業・小規模事業者が行う防災・減災の事前対策に関する計画を経済産業大臣が認定するもので、計画を策定のうえ経済産業省大臣へ申請し、その内容の認定を受けている事業者のことをいう。

また、事業継続計画（BCP）の策定とは、自然災害等の緊急事態に遭遇した場合において、事業資産の損害を最小限に止めつつ、中核となる事業の継続あるいは早期復旧を可能とするために、あらかじめ行うべき活動や事業継続のための計画を定め、文書化したものを策定した事業者のことをいう。

(3) 地域社会の維持への貢献

地域社会の維持への貢献とは、新ひだか町内において、国、特殊法人又は地方公共団体、土地改良区、森林組合又は指定管理者（注3）との間に、公共施設の維持業務又は除排雪業務の契約実績を有することをいう。

また、新ひだか町内において、自治会、町内会又は社会福祉協議会との間に、維持業務又は除排雪業務の契約実績を有することも同様とする。

なお、契約実績は、審査基準日の直前2年間に契約期間が完了した一契約とし、契約期間については問わないものとする。

注3 指定管理者とは、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定に基づき、公の施設の管理を行わせるために普通地方公共団体が指定した法人その他の団体をいう。

国、特殊法人、地方公共団体、土地改良区、森林組合又は指定管理者の管理する公共施設とは、道路、河川、砂防、海岸、港湾、漁港、下水道及び公園等の施設をいう。

維持業務とは、非建設業として、既にある公共施設を「良好な状態に保つ」ことを目的とした委託業務をいう。

3 分類

番号	大分類	中分類	活 動 内 容
Ⅲ-1	防災協定の締結	防災協定の締結	新ひだか町内にある国の機関、特殊法人又は地方公共団体との間で防災協定を締結していること又は防災協定を締結している団体に加入し防災活動に一定の役割を果たすことが確認できること。
Ⅳ-1	災害時の対応等	奉仕活動	災害被災者への奉仕活動など
Ⅳ-2		除雪	除雪ボランティア活動など
Ⅳ-3		パトロール	公共施設等の巡視など
Ⅳ-4		緊急対応	公共施設等の被災箇所への緊急対応など
Ⅳ-5		その他	
Ⅳ-6		事業継続力強化計画の認定	事業継続力強化計画の認定申請を行い、経済産業大臣の認定書の交付を受けていること。
Ⅳ-7		事業継続計画(BCP)の策定	事業継続計画(BCP)の策定を行っていること。 事業継続計画の策定例 (中小企業庁BCP策定運用指針 入門コース程度) <ul style="list-style-type: none"> ・ BCPの基本方針の策定(人命(従業員や顧客)の安全を守る等) ・ 被害想定の方針の策定(インフラへの影響、自社への影響) ・ 事業維持のための対策の策定(従業員の安否確認ルールの決定等) ・ 従業員の配置体制の策定(緊急時の統括責任者及び代理責任者の決定等) ※最低限上記の4項目の記載があれば評価対象とする。
V-1	地域社会の維持への貢献	公共施設の維持契約実績	公共施設とは、道路、河川、砂防、海岸、港湾、漁港、下水道及び公園等の施設をいい、対象となる「維持業務」は、「 <u>非建設業</u> 」として、 <u>既にある公共施設を良好な状態に保つことを目的とした業務</u> であること。 ※ 「建設業」として経審の完成工事高に含まれる建設工事は含まれないこと。
V-2		自治会等との維持契約実績	自治会等との維持業務は、下記の維持業務の例示によるが、契約書、請求書、又は領収書の写し等、業務内容が確認できる内容であること。

4 留意点等

安全・安心への貢献活動の項目の評価を受けようとする場合は、新ひだか町個別様式4「安全・安心への貢献確認申告書」とともに、事業者が組織的に行う災害時等の対応で、その活動内容が客観的に確認できる資料等を提出すること。

下記の(1)から(3)までの各項目の中において、要件に該当する活動が複数ある場合であっても、審査・加対象となる活動実績は1件のみとなるので、あらかじめ提出する各項目活動等の実績を1件用意すること。

(1) 防災協定の締結

新ひだか町内にある国の機関、特殊法人又は地方公共団体との間で締結している、審査基準日において有効な防災協定の写しを提出すること。

また、社団法人等の団体(団体の要件は特になく、法人格も問わない。)が防災協定を締結している場合は、当該団体に加入していることを証する書類及び申告者が防災活動に一定の役割を果たすことが確認できる書類についても併せて提出すること。

(新ひだか町個別様式4-1「防災協定の締結証明書」の例の要件を満たした証明書があれば、連絡体制図連絡網等の添付の必要はないこと。)

なお、経営規模等評価結果通知書(総合評定値通知書)の写しで、「防災協定の締結の有無」欄が「有」とされている場合は、防災協定の写し等の提出を省略することができること。

(2) 災害時の対応等

ア 災害時の対応

公共施設に係る対応を行った場合は、新ひだか町個別様式4-2「災害時の対応(施設管理者の証明)」を提出すること。活動内容等が客観的に判断できる資料(感謝状、お礼状、新聞記事、広報誌、関係者の証明(原本)、写真等)を提出すること。

また、台風や大雨などの天然現象による災害であることが客観的に判断できる資料(新聞記事等)を併せて提出すること。

(ア) 「異常な天然現象による災害」について確認できる申請を対象とする。

(イ) 委託契約などによる緊急時の行動は対象としない。

(ウ) 公共施設に係る対応は、施設管理者の了解を得たうえで行ったものを対象とする。

(エ) 事業者が組織的かつ自主的・自発的に、非営利で行う社会性・公共性を有する活動を対象とするため、国や地方公共団体と緊急的に契約を締結した工事若しくは委託業務、または、指示による対応は対象とならない。

イ 事業継続力強化計画の認定事象者又は事業継続計画(BCP)の策定事業者

該当する場合は、新ひだか町個別様式4-3「事業継続力強化計画・事業継続計画(BCP)審査項目申告書」とともに、事業継続力強化計画の認定事象者はその認定書の写し、事業継続計画(BCP)の策定事業者はその計画書の写しを提出すること。

〔参考：事業継続力強化計画認定制度について〕

＜中小企業等経営強化法による認定制度 ～ 令和元年7月16日施行＞

- (1) 中小企業・小規模事業者が行う防災・減災等に向けて取り組む計画を経済産業大臣（経済産業局）が認定します。
- (2) 認定を受けた中小企業・小規模事業者は、税制優遇や補助金の加点などの支援策を活用可能（一部条件がある支援策もあり）となります。
 - ア 日本政策金融公庫による低利融資（設備投資資金）
 - イ 信用保証枠の追加
 - ウ 防災・減災設備に対する税制優遇
 - ※ 災害時に役立つ設備（自家発電設備、制振・免振ラック、止水版等）を導入した場合に特別償却（20%）が可能
 - エ 補助金の優遇措置
 - オ 本制度と連携してもらえる企業・団体からの支援
 - カ 認定ロゴマークの使用
- (3) 中小企業庁や北海道経済産業局ホームページに掲載している「策定の手引き」を参照しながら、事業継続力強化計画の策定をし、経済産業局へ申請します。

〔事業継続力強化計画の記載項目例〕

 - ・ 事業継続力強化に取り組む目的
 - ・ ハザードマップ等を活用した災害リスクと事業活動への影響の想定
 - ・ 災害発生時の初動対応手順（安否確認、被害の確認・発信手順等）
 - ・ 人、物、金、情報を災害から守るための事業継続力強化に資する事前対策及び取組
 - ・ 平時の推進体制の整備、訓練及び教育の実施その他事業継続力強化の実効性を確保するための取組 等
- (4) 計画が認定された場合、経済産業大臣（経済産業局）から認定通知書が交付されます。認定後は、計画に記載した項目を実施していきます。

＜計画申請様式、作成の手引き等の入手先＞

- ・ 中小企業庁 事業継続力強化計画 掲載ホームページアドレス
<https://www.chusho.meti.go.jp/keiei/antei/bousai/keizokuryoku.htm>
- ・ 北海道経済産業局-中小企業強靱化法（事業継続力強化計画）掲載ホームページアドレス
<https://www.hkd.meti.go.jp/information/chusho/kyoujinka.htm>

〔参考：事業継続計画（BCP）について〕

大規模災害乙が発生して事業者の事業活動が停止した場合、その影響は個々の事業者のみならず取引先や地域の経済社会に多大な影響を与えることになります。

事業継続計画（BCP）とは、自然災害等の緊急事態に遭遇した場合において、事業資産の損害を最小限に止めつつ、中核となる事業の継続あるいは早期復旧を可能とするために、あらかじめ行うべき活動や事業継続のための計画を定め、文書化したものです。

事業継続計画（BCP）については、中小企業庁ホームページ掲載のBCP策定運用指針 入門コース程度の内容とするもので、これから策定する事業者にあたっては、計画書様式のひな形や参考例は同ホームページ掲載内容のものを参考としてください。

様々な被害があり、想定する被害によっては複雑な計画が必要とすることから、初めは、一つの被害を想定して、対応策や体制を作成してある簡単な計画書で構いません。

（中小企業BCP策定運用指針）

- ・ BCPに初めて取り組む方でも容易に策定できる内容となっている「入門コース」から、徐々にレベルを上げた「基本」、「中級」、「上級」の4コースを用意しています。
- ・ 自分のレベルにあったコースを選択して策定することができ、訓練等の運用を通じて、改善（ステップアップ）していくことができます。
- ・ 様式等は中小企業庁のホームページからダウンロードできます。

（中小企業BCP策定運用指針に基づく融資制度）

- ・ 中小企業庁が公表するBCP策定運用指針に則り、策定したBCPに基づき、防災に資する施設等の整備を行う中小企業者を対象
- ・ 設備資金として、施設の耐震化、自家発電設備の設置、倉庫の防災対策、機械の転倒・転落防止対策、データバックアップ設備設置、窓ガラス飛散防止対策など（施設の立て直し、移転を含む。）を貸付対象とする。
- ・ 運転資金として、耐震診断に必要となる運転資金
- ・ 貸付限度額有り

※ 詳細については、最寄りの日本政策金融公庫（中小企業事業、国民生活事業）にお問合せください。

< 計画申請様式、作成の手引き等の入手先 >

- ・ 中小企業庁 中小企業BCP策定運用指針 掲載ホームページアドレス
<https://www.chusho.meti.go.jp/bcp/index.html>
- ・ 北海道経済産業局 事業継続計画（BCP）の策定支援 掲載ホームページアドレス
<https://www.hkd.meti.go.jp/hokic/bcp/index.htm>

(3) 地域社会へ維持への貢献

国、特殊法人又は地方公共団体等との間で締結した維持業務又は除排雪業務の契約書又は請書の写し等、業務内容が確認できる書類を提出してください。

※ 次の場合は、工事概要書の写し等、維持業務の内容が確認できる書類を併せて提出してください。

- ・ 契約書に記載されている業務名等で維持業務の内容が明確に確認できない場合
- ・ 契約書に記載されている業務名が「・・・工事」とされている場合

なお、協同組合又は共同企業体（JV）等の団体が当該契約を締結した場合は、当該団体の構成員であることを証する書類（構成員名簿又は共同企業体協定書の写し等）を併せて提出してください。

また、自治会等との間で締結した維持業務又は除排雪業務の場合は、契約書、請求書又は領収書の写し等、業務内容が確認できる書類を提出してください。

※ 要件に該当する契約が複数ある場合であっても、審査・加点対象となる契約は1件のみですので、あらかじめ提出する契約書等を1件ご用意ください。

【維持業務名の例示】

維持業務	業務名	工事概要
樹木等の冬囲い、剪定、 街路樹の枝払い 伐開、草刈り 路面清掃、側溝清掃	〇〇地区内公共土木施設維持管理業務	植栽管理、側溝清掃、除草、結氷対策、法面清掃
	道道〇〇線（〇〇地区から〇〇地区内） 道路維持補修業務	植栽管理（冬囲い、枯木撤去、剪定）、側溝清掃
	〇〇地区内河川等維持管理業務	除草、結氷対策
	〇〇急傾斜地 維持補修工事	法面清掃、側溝清掃
	〇〇下水道 浄化センター維持業務	敷地内の草刈
除排雪業務	〇〇地区内 除雪業務	除雪、排雪、凍結防止剤散布
設備関係の保守、点検	〇〇地区内 道路維持管理業務	道路照明保守点検
	町道〇〇線 道路維持管理業務	道路管理パトロール
	〇〇地区内 樋門樋管点検業務	樋門樋管点検

ア 経営事項審査において完成工事高とされる「工事」は、対象とならないこと。

イ 一つの契約において、完成工事高とされる「工事」とともに、主たる業務として「維持業務」を行った場合は、対象となること（例えば、「河川維持補修工事」において、土砂掘削（※ 建設業の工事）と伐開（※ 非建設業の維持業務）をともに主たる業務として行う契約の場合）。

ウ 新設工事や改良工事において、仮設工や準備工として行う伐開、草刈り、工事現場内の除排雪などは、対象とならないこと。

エ 地方公共団体等と維持業務の契約を行った事業者（元請）から再委託を受けた者（下請）は、対象とならないこと。

オ 自治会、町内会又は社会福祉協議会との契約実績については、直接的に契約を行ったものに限ること。

カ 対象となる契約は、審査基準日の直前2年間に契約期間が「完了」した契約であり、契約期間の完了予定日が審査基準日以降（契約期間中）である場合は、対象とならないこと。

キ 審査・加点対象となる契約は1件のみであること。

そのため、「国、特殊法人、地方公共団体、土地改良区、森林組合又は指定管理者」と「自治会、町内会又は社会福祉協議会」の両方の実績を有する場合であっても、どちらか一方のみ1件の申告となること。

<留意事項>

- 対象となる「公共施設」とは、国や地方公共団体等が管理する施設をいいますので、道路や河川のほか、公立病院、公立学校、公民館、公立給食センター等の公共建築物についても対象となります。
- 指定管理者も対象となります。審査基準日の直前2年間に契約期間が完了した一契約となっていますが、指定管理者の基本協定が3年間や4年間といった複数年の期間である場合は、年度協定等をもって一契約期間とみなすこととします。
- 対象となる「維持業務」とは、「非建設業」として、既にある公共施設を良好な状態に保つことを目的とした委託業務をいいますので、ボイラー施設の年間保守点検業務は対象となります。
- 対象となる「維持業務」とは、「非建設業」として、既にある公共施設を良好な状態に保つことを目的とした委託業務をいいますので、「建設業」として経審の完成工事高に含まれる外壁補修工事は対象となりません。

【維持業務の例示】

維持業務	説明 [維持業務の具体例]
樹木等の冬囲い、剪定、街路樹の枝はらい	植樹帯の樹木の枝葉を剪定する作業 [植栽管理]
伐開	道路等へ倒れる恐れがある樹木を除去する作業
草刈	路肩等に繁茂した雑草を刈り取る作業
路面清掃 側溝清掃	堆積した土砂等を路面清掃車、散水車等により清掃する作業 [法面清掃、用排水施設清掃、流木除去]
除排雪業務	積雪を除去する作業 新雪除雪、拡幅除雪、排雪、路面整正、歩道除雪、薬剤散布、 [防雪柵設置撤去作業、雪割り、結氷除去]
設備関係の保守、点検	[パトロール、樋門点検整備]

5 具体的活動事例

災害時の対応の例

IV-1 奉仕活動

- 平成〇〇年〇月〇日、豪雨による災害発生のため、避難所に避難した住民に対し飲料水と食料（300食分）を提供した。

IV-2 除雪

- 平成〇〇年〇月〇日、低気圧による暴風雪により道路除雪が追いつかず、町内の交通網が遮断され、車道除雪も進まないことから、道路管理者（例：新ひだか町）の了解を得て、安全確保のため〇〇小学校の通学路のボランティア除雪を行った。
- 平成〇〇年〇月〇日、町全域が暴風雪に見舞われ、当社は除雪業務を受託していないが、地域住民の安全確保の観点から、道路管理者（例：新ひだか町）の了解を得て所有重機で吹きだまり箇所を除雪や悪路にはまった車両の救出活動などを行った。

IV-3 パトロール

- 平成〇〇年〇月〇日、台風〇号による豪雨の際、道路管理者（例：新ひだか町）の了解を得て新ひだか町内の道路パトロールを自主的に無償で行い、法面崩落の恐れのある現場を道路管理者（例：新ひだか町）に通報し、被害の拡大を未然に防いだ。

IV-4 緊急対応

- 平成〇〇年〇月〇日、局地的な大雨により道路（例：町道）が冠水したため、道路管理者（例：新ひだか町）の了解を得て隣接住宅との間に土のう 500 個を設置し、民地への流入を防止した。
- 平成〇〇年〇月〇日、台風〇号による豪雨により、孤立した〇〇地区の住宅が床下浸水の危険が生じたため、仮排水路を重機で掘削し、被害を未然に防止した。
- 平成〇〇年〇月〇日、発達した低気圧により河川の氾濫が発生し、道路（例：町道）の通行に支障をきたす状況が予想されたことから、道路管理者（例：新ひだか町）に通報するとともに、道路管理者（例：新ひだか町）の了解を得て自社重機で応急措置を講じた。

● 災害時の対応とならない事例

- 防災訓練、災害訓練等の実施
 - ～ 災害発生時の活動を評価するため、事前の訓練等は評価の対象とはならない。
- テロ災害防止の警備、パトロール及び訓練等
 - ～ 暴風、洪水、高潮、地震、その他の異常な天然現象による災害等における活動を評価するため、テロ等によるものは対象とならない。
- 災害発生に備えた資材等の備蓄、製作、保管等
 - ～ 災害発生時の活動を評価するため、事前の資材備蓄等は評価の対象とはならない。
- 災害協定等に基づく事前準備（協会等への連絡者・資材保有状況の報告、関係者の連絡網作等）
 - ～ 災害発生時の活動を評価するため、事前の災害体制づくり等は評価の対象とはならない。
- 災害発生に備えた社内の体制検討、計画等
 - ～ 災害発生時の活動を評価するため、事前の災害体制づくり等は評価の対象とはならない。
- 契約に基づく緊急工事、緊急対応業務、緊急時パトロール等
 - ～ 無償による活動を評価するため、契約に基づく工事・業務は対象とはならない。

- ・ パトロールのみの業務
 - ～ パトロールのみの業務は、評価の対象とはならない。
- ・ 災害発生に備えた人員及び機械等の待機
 - ～ 災害発生時の活動を評価するため、待機は評価の対象とはならない。
- ・ 国や地方公共団体の指示による対応
 - ～ 指示は自主的ではないため、評価の対象とはならない。

※ 安全・安心への貢献について、防災協定、災害時の対応等、地域社会の維持の各評価項目において、要件に該当する契約が複数ある場合であっても、審査対象となる評価項目ごとに1件のみで、同一評価項目で重複して加点となりませんので、ご承知ください。